

前橋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について（議案第40号）

こども支援課

1 制定の理由

いじめ問題に係る重大事態に関し教育委員会が行った調査の結果について、いじめ防止対策推進法の規定による再調査を行うため、前橋市いじめ問題再調査委員会を設置する。

2 主な内容

- (1) 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、諮問の都度、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、委嘱の日から委員会が再調査の結果を市長に答申する日までとする。
- (4) 委員長、副委員長及び委員等の報酬額は、次のとおりとする。
 - ア 調査等に従事した場合
1時間当たり1万円とする。
 - イ 会議に出席した場合
 - (ア) 委員長
1日当たり9,600円とする。
 - (イ) 副委員長及び委員等
1日当たり8,700円とする。

3 施行期日

公布の日